

赤土条例の効果

沖縄県では本土復帰を境にして短期間に集中して山地開発が行われたため、雨が降るたびに川や海が真っ赤に染まるという光景が繰り返されてきました。やがて川底や海底に堆積した赤土は生態系に大変悪い影響を与え、養殖モズクをはじめとする沿岸漁業にも被害が出るなど、赤土汚染が大きな社会問題となりました。そのため県は開発事業の実施に伴って大量の赤土が工事現場から川や海などの公共用水域に流出することがないように、濁水の排水基準を取り入れた赤土等流出防止条例（一般には赤土条例と呼ばれています。）を定め、平成7年10月に施行しました。

赤土条例が施行されたことで、開発事業からの赤土流出量は施行前に比べて大幅に減少しているものと期待されます。赤土研究室では赤土流出防止対策の現状と課題を明らかにするために、赤土流出量の一般予測式を用いて条例施行前と施行後の年間赤土流出量を推算しましたので紹介します。

条例施行に先だち、平成5～6年にかけての沖縄県全体の年間赤土流出量は約32万トンと推算しましたが、その後の調査からパインアップル畑をはじめ農地からの年間赤土流出量が当初の推算値よりもはるかに多いことがわかりました。そこでこれらの調査データに基づいて推算し直すと、赤土条例施行前の県全体の年間赤土流出量は約40万トンにもなることが明らかになりました。

また、条例施行後の年間赤土流出量は平成8年～9年にかけての調査および資料にもとづいて推算したもので、約26万トンという数字になりました。その結果、条例施行前の約3分の2に減少したことになります。

上の図には開発事業、既存農地、米軍基地の3

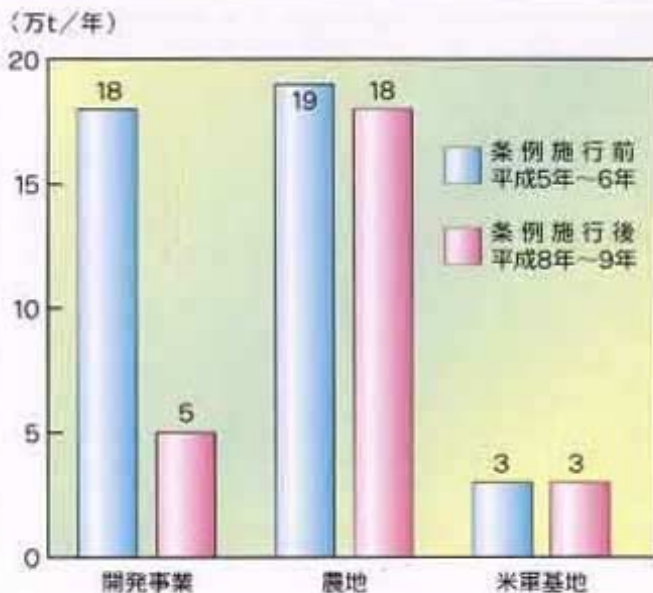


図 赤土条例施行前後の年間赤土流出量の比較

大流出源別に条例施行前後の年間赤土流出量をそれぞれ示してあります。開発事業における流出量は条例施行後が約5万トンで条例施行前の18万トンに比べると約3分の1に減少しています。特に土地改良事業や区画整理事業等では有効な赤土流出防止対策が取られ始め、流出量は確実に減少してきています。一方、既存農地では防止対策がなかなか進展していません。特にパインアップル畑からの流出量が際だっており、重点的に防止対策を図る必要があります。また、米軍基地からの年間流出量にも大きな変化は見られず、根本的な流出源対策が必要となっています。

今後の課題として、農地対策を中心に流出防止対策技術の開発、畑構造の改善、営農上の対策と指導、流域ぐるみの赤土流出防止組織の構築および監視体制の強化などが挙げられます。

(赤土研究室)



公園整備事業
濁液注入装置がついた沈砂池



農地造成
トラクターの出入りが容易な古タイヤの畦畔工